

石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル評価基準

1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な改定支援事業者を選定するために、企画提案面及び価格面の観点で評価する。受託候補者の決定に当たっては、企画提案内容の評価及び提案見積価格等の評価を合算し、総合評価点の最も高い者をもって受託候補者とする。

なお、評価は「石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により行う。

2 評価の方法及び受託候補者の決定方法

(1) 「企画提案」の評価点（以下「提案評価点」という。）と「価格評価点」の得点配分は、95：5とし、それぞれ95点満点、5点満点の合計100点満点とする。

(2) 「提案評価点」と「価格評価点」の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(3) 「提案評価点」の算出方法

ア 「別紙 石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

提案の評価	配 点	
	10点	5点
優れた提案	10点	5点
標準的な提案	6点	3点
低い水準の提案	2点	1点

イ 提案書の項目ごとに各委員のつけた評価の合計を計算する。

(4) 「価格評価点」の算出方法

ア 提案見積額が見積限度額（別添「石巻市総合交通戦略改定支援業務プロポーザル実施要領」3）の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

イ 最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

$$\text{価格評価点} = 5 \text{点} \times \text{最低提案見積価格} / \text{当該提案見積価格}$$

ウ 「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下切捨てで、整数点とする。

- (5) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応
- ア 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を受託候補者とする。
 - イ 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、当該提案者にくじを引かせ、受託候補者を決定するものとする。